

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

WASTE TODAY

12月号
2024

2024.12.20

発行者：株式会社リーテム



今月のテーマ

「産業廃棄物保管基準 守らないとイケないのは誰？」

師走の忙しいこの季節、今年も残すところわずかになりました。年末年始の期間中に稼働を休止する事業所や工場では、長期休暇に入る前に、事業所や工場の敷地内の不要な資材や備品を整理することがあるだろうと想像します。あなたの職場では、不要なモノを保管する場合の法律上のルールを守っていますか。

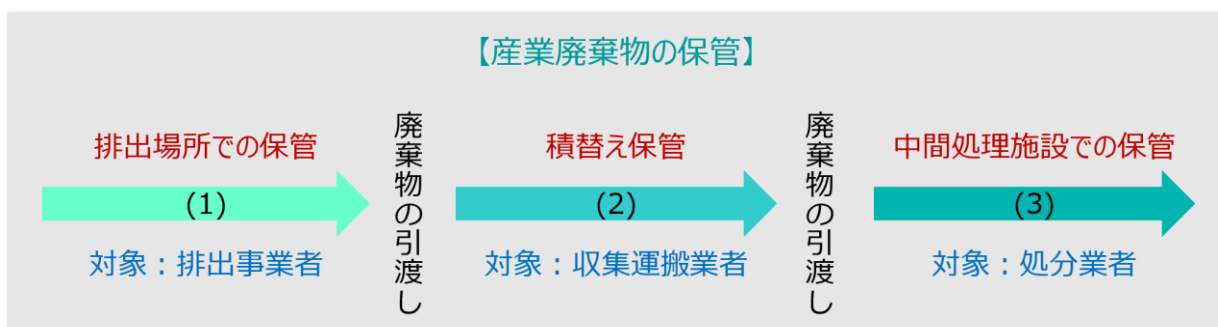


廃棄物を保管する場合に守るべき法規制とは？ 対象者は誰？

廃棄物処理法第12条2項に、事業活動に伴って排出された廃棄物（産業廃棄物）の保管について、「事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。」と定められています。

産業廃棄物の保管には、(1) 排出事業者の事業所や工場で発生した廃棄物を、収集運搬業者に引き渡す迄、排出場所で保管すること、(2) 廃棄物が排出場所から運び出された後に、収集運搬業者が積替え保管をすること、そして (3) 中間処理施設に運ばれてから、中間処理業者が処理をするまで保管すること、の3つのケースがあります。そして「保管場所への囲いと掲示板の設置」、「廃棄物の積上げの高さの制限」、「生活環境保全上の各種の措置」は、いずれも産業廃棄物保管基準に定められた、(1)~(3)のケースに共通したルールです。しかし、誰が何の目的で保管をするかによって、少しだけ内容の異なるルールもあります。それは保管量の上限です。排出場所での保管には、保管量に制限はありませんが、収集運搬業者による積替え保管の上限は、1日当たりの平均搬出量の7日分を超えない量とされています。また、中間処理施設での保管量は1日当たりの処理能力の14倍の量までに上限が決められているのです。

(廃棄物処理法施行規則第8条、廃棄物処理法施行令第6条より)



排出場所での産業廃棄物の保管基準

排出事業者が、自社で発生した産業廃棄物を、収集運搬業者に引き渡すまで保管する際に守るべき基準は次のとおりです。

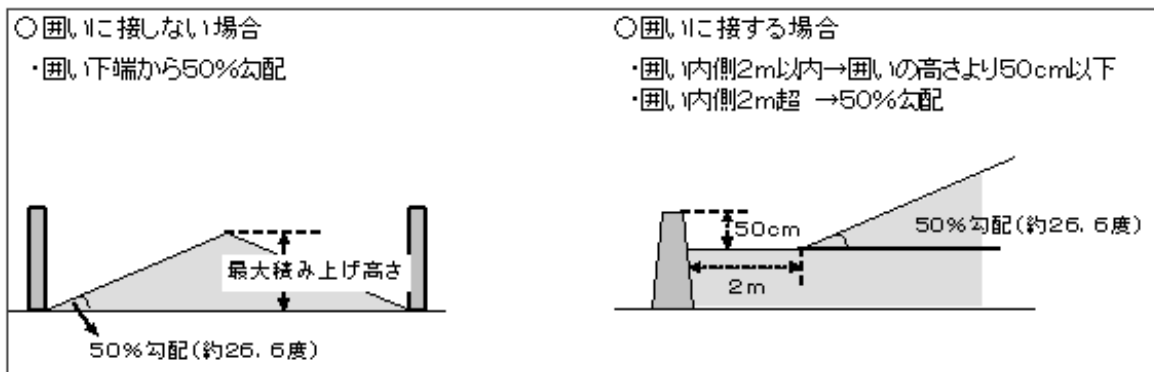


株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F

TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

保管場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲に囲いを設けること ・ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積み上げた産業廃棄物が決められた高さ（①②）を超えないこと。 ① 廃棄物が囲いに接しない場合…囲いの下端から勾配50%以下 ② 廃棄物が囲いに接する場合…囲いの内側2mは、囲いの高さより50cm以下 2m以上内側は、2m線から勾配50%以下
掲示版	<p>以下の事項を記載した、縦横60センチメートル以上のサイズの掲示板が見やすい場所に設けられていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産業廃棄物の保管場所である旨 2. 保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合にはその旨を含む。） 3. 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 4. 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は高さ
その他の処置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の飛散、流出、悪臭発散の防止の措置、汚水防止設備の設置、ねずみ、蚊、ハエその他の害虫発生の防止措置 ・ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、特別管理産業廃棄物はその他のものとの混合防止の措置
備考：収集運搬業者による“積替え保管”と中間処理施設での保管については、保管量の上限があるが、排出場所での保管量の上限はない。	



(廃棄物処理法施行規則第8条より)

🗨️ うっかり“保管基準違反”が起きることがある？

例えば、廃棄物を“保管している”つもりはなく、一時的に仮置きしているだけのつもりが、忙しくて片づけられずに長期間が経過してしまうと、それは結果的に“廃棄物の保管”にあたるので、定められた保管ルールを守っていなければ、“保管基準違反”に見做される可能性があります。また、いずれ使う予定の資材を置いている場所だったけれど、事情により使用予定が無くなり、廃棄することになったというケースでは、廃棄が決まった時点からは“廃棄物の保管”にあたります。うっかり“保管基準違反”にならないよう、ご注意ください。

産業廃棄物保管場所	
保管する廃棄物の種類	廃プラスチック類
積上げ高さ	〇〇m
注意！該当の廃棄物以外はここへ入れず分別すること。	
責任者	環境課 産廃太郎
連絡先	043-245-5682



コラムの更新やサービスに関するお役立ち情報をお知らせするメールマガジン（月1回程度）を発信しています。配信希望の方は以下の「お問い合わせ」をクリック！
項目から「メールマガジン配信希望」を選んでください。<https://www.re-tem.com/contact/>



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>